



宮 崎 県 公 報

平成25年11月7日(木曜日) 第 2538 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1

公 告

○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 1

○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… (森林経営課) 1
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 1
○都市計画の変更の案の縦覧 (2 件) …………… (都市計画課) 2

公安委員会公告

○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3
○警備員等の検定の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 656号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 内山4地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を浦之名川官民地境界線に沿って結んだ線、標柱4号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を浦之名川官民地境界線に沿って結んだ線、標柱8号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	小林市須木内山字東ノ前5203-1
2	” ” ” 5203-2
3	” ” ” 5203-2
4	” ” ” 5203-2
5	” ” ” 5203-2地先河川敷
6	” ” ” 5203-41地先河川敷
7	” ” ” 5203-41
8	” ” ” 5203-41
9	” ” ” 5203-1

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称
五ヶ瀬川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間
平成25年11月7日から平成25年12月5日まで

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称
広渡川森林計画区、耳川森林計画区、一ツ瀬川森林計画区及び大淀川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間
平成25年11月7日から平成25年12月5日まで

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第5543号	(株)サンホーム	阪本 成美	宮崎県宮崎市大字長嶺613-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	平成25年9月10日付けで廃業した旨の届	平成25年9月10日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第3148号	(株)長瀬建設	長瀬 貴之	宮崎県都城市高木町4769-4	一般	土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成25年9月25日〃	平成25年9月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第11536号	玉推進(株)	松山 たまえ	宮崎県宮崎市高洲町268-15	一般	土工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業	平成25年9月17日〃	平成25年9月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11957号	(有)さくら建設	仁田脇 トシ子	宮崎県宮崎市日ノ出町65-2	一般	土工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成25年9月20日〃	平成25年9月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第12254号	谷中板金工業	谷中 俊晴	宮崎県宮崎市大字瓜生野3913-1	一般	板金工事業	平成25年9月30日〃	平成25年9月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第11299号	(有)正輪板金	鎌田 継男	宮崎県都城市宮丸町2980-1	一般	屋根工事業	平成25年9月2日〃	平成25年9月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12797号	快誠内装	水久保 誠	宮崎県都城市下長飯町1648-11	一般	内装仕上工事業	平成25年9月5日〃	平成25年9月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11182号	(有)マルケイ木工	児玉 利信	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池4642	一般	内装仕上工事業、建具工事業	平成25年9月10日〃	平成25年9月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12804号	万代不動産(株)	前田 隆治	宮崎県都城市妻ヶ丘町3-14	一般	建築工事業	平成25年9月20日〃	平成25年9月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3982号	(有)アカネ緑産	黒木 浩司	宮崎県東諸県郡国富町大字竹田38	一般	土工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成25年9月27日〃	平成25年9月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-22)第3982号	(有)アカネ緑産	黒木 浩司	宮崎県東諸県郡国富町大字竹田38	特定	造園工事業	平成25年9月27日〃	平成25年9月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11034号	(有)渡辺設備	渡邊 孝志	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野46	一般	管工事業	平成25年9月30日〃	平成25年9月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11967号	畑内建築サービス	畑内 政雄	宮崎県延岡市富美山町338-18	一般	建築工事業、大工工事業	平成25年9月19日〃	平成25年9月19日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第12353号	田部法面	田部 幸夫	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井3880	一般	土工事業、とび・土工工事業	平成25年9月24日〃	平成25年9月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-23)第1061号	(株)永迫組	永迫 健蔵	宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川2606-1	特定	土工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成25年9月30日〃	平成25年9月30日(全廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更し

たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが

できる。

平成25年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路 3・4・57号 福島通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
都城市上長飯町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び
都城市土木部都市計画課
 - (2) 期間
平成25年11月7日から平成25年11月21日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路 3・4・58号 早鈴岳下通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市上長飯町、鷹尾五丁目、久保原町、蓑原町の各一部
 - (2) 削除する部分
都城市上長飯町、鷹尾五丁目、久保原町、蓑原町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び
都城市土木部都市計画課
 - (2) 期間
平成25年11月7日から平成25年11月21日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第21号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年11月7日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	平成26年1月20日（月）から 1月23日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成25年12月9日（月）から12月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。
手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第22号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年11月7日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	2級	平成26年2月8日（土）午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

<p>2 実施場所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部</p> <p>3 定員 15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）</p> <p>4 受検資格 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>5 検定申請手続</p> <p>(1) 受付期間、時間 平成25年12月16日（月）から12月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 検定申請書等提出先 受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>6 手数料 検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 検定の方法等 学科試験及び実技試験により行う。 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。 また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。</p> <p>(1) 学科試験の内容</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験の内容</p> <p>ア 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。</p> <p>(2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。</p> <p>(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。</p>	<p>(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。</p>
--	--